

平成26年3月25日

さいたま市規則第52号

さいたま市予防接種健康被害調査委員会規則

「趣旨」

第1条 この規則は、さいたま市附属機関の設置等に関する条例（平成26年さいたま市条例第2号。第3条において「条例」という。）第6条の規定に基づき、さいたま市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第3条 条例第5条に規定する専門委員は、埼玉県知事から推薦された専門医のうちから市長が委嘱する。

2 前項の専門委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会議）

第4条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議の非公開）

第5条 委員会の会議は、非公開とする。

（守秘義務）

第6条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健衛生局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日規則第20号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。